記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　キャベツのなかから　不明　左記三①の利用については九、三九六円、左記三②の利用を行う場合は発行部数ごとに別表に定める額、左記三③の利用については五四、〇〇〇円、左記三④の利用を行う場合は一年間ごとに五四、〇〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学研教育みらい（代表取締役社長　宮原雄一）

三　利用方法

①　絵本「キャベツのなかから」において六、〇〇〇部複製し、本体価格九〇〇円（税抜）で公衆に譲渡する。

②　①に加えて、必要に応じて、追加複製し、公衆に譲渡する。

③　学研出版ウェブサイトにおいて、一年間無料でストリーミング形式の公衆送信を行う。

④　③について、必要に応じて、一年間を単位として利用期間を延長する。

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

（別表）

利用方法：書籍として複製し、公衆に譲渡

通し番号	題号	著作者名	著作物の種類	歌詞・楽曲の別	利用方法（複製・譲渡）			補償金の額（税込・単位：円）	追加複製にかかる補償金の額（税込・単位：円）			
					利用する書籍名	制作部数	価格（円）		500部まで	1,000部まで	2,500部まで	5,000部まで
1	キャベツのなかから	不明	音楽	歌詞	キャベツのなかから	6,000	900	4,698	1,134	1,296	1,404	2,808
2	キャベツのなかから	不明	音楽	楽曲	キャベツのなかから	6,000	900	4,698	1,134	1,296	1,404	2,808
合計								9,396	2,268	2,592	2,808	5,616

○文化庁告示第六十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年二月二十三日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十一月十日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学研プラス（代表取締役社長　碇秀行）

三　利用方法

①　書籍「歌おう！あそぼう！バスレクアイディア集」において七、〇〇〇部複製し、定価一、六二〇円（税抜）で公衆に譲渡する。

②　①に加えて、必要に応じて追加で複製し、定価一、六二〇円で公衆に譲渡する。なお、一回当たりの追加複製部数は五、〇〇〇部を上限とする。

四　補償金の総額　①五一、六七八円　②発行部数ごとに別表に定める額とする。

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

（別表）

利用方法：書籍として複製し、公衆に譲渡

通し番号	題号	著作者名	著作物の種類	歌詞・楽曲の別	利用方法（複製・譲渡）			補償金の額（税込・単位：円）	追加複製にかかる補償金の額（税込・単位：円）			
					利用する書籍名	制作部数	価格（円）		500部まで	1,000部まで	2,500部まで	5,000部まで
1	ゆらゆらタンタン	不明	音楽	歌詞	歌おう！あそぼう！バスレクアイディア集	7,000	1,620	4,698	1,134	1,296	1,404	2,808
2	ゆらゆらタンタン	不明	音楽	楽曲	歌おう！あそぼう！バスレクアイディア集	7,000	1,620	4,698	1,134	1,296	1,404	2,808
3	あじのひらき	不明	音楽	歌詞	歌おう！あそぼう！バスレクアイディア集	7,000	1,620	4,698	1,134	1,296	1,404	2,808